厚木市保育士奨学金返済助成金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、奨学金を利用して保育士の資格を取得し、保育施設に就職した者に対し、経済的支援をすることにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を図ることを目的として予算の範囲内において厚木市保育士奨学金返済助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第５号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育施設 市内において法人又は個人が運営する私立の認可保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所をいう。）、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第１項の規定による確認を受けている施設をいう。以下同じ。）及び小規模保育事業（児童福祉法に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業Ｃ型を除く。）をいう。）を行う施設をいう。

(2) 常勤 次に掲げるいずれの要件も満たす者をいう。

ア 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第５条第１項の規定により明示された労働条件のうち、同項第１号の３に規定する就業の場所が保育施設であり、かつ、従事すべき業務が保育（認定こども園にあっては、保育認定を受けた子どもの保育に限る。）であること。

イ 期間の定めのない労働契約を結んでいる者（１年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。）であって、保育施設において１日６時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務し、保育施設を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

(3) 指定保育士養成施設 児童福祉法第18条の６第１号に規定する指定保育士養成施設をいう。

(4) 奨学金 保育士が指定保育士養成施設の就学時又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、保育士本人の名義で借り受けた資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 別表に定めるもの

イ ア以外の奨学金で、無利子又は低廉な利率で貸し付けられており、市長がアに準ずると認めたもの

（助成金の交付対象者）

第３条 この要綱による助成金の交付の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

(1) 奨学金を利用して保育士資格を取得したこと。

(2) 奨学金の返済を行った日に、保育施設を運営する事業者（保育施設を異にして人事異動を行う等、相互に密接な関連を有する事業者は同一の事業者とみなす。以下同じ。）に常勤の保育士として採用されてから満３年を経過しない者であること。

(3) 市内に住所を有すること。

(4) 自ら奨学金を返済していること。

(5) この要綱による助成金の交付を受けたことがないこと。ただし、前年度以前に交付決定を受けた者が、前年度と同じ事業者に引き続き雇用されている場合で、継続して当該年度分の申請を行うときを除く。

(6) 助成金の交付を受けようとする期間において、この要綱以外の要綱その他の規程（本市が規定したものに限る。）による奨学金を対象とした類似の補助制度の補助を受けていないこと。

（助成金の交付対象経費及び助成金の額）

第４条 助成金の交付対象経費は、奨学金の返済費用のうち、当該年度中に対象者本人が返済した額とする。ただし、１年度につき40万円を限度とする。

２ 助成金の額は、前項に規定する交付対象経費の２分の１に相当する額（１円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）とする。

（助成金の交付対象期間）

第５条 助成金の交付対象期間は、第３条各号に掲げる要件に該当することとなった日の属する月から当該年度末までとする。

（申請及び交付決定）

第６条 助成金の支給を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、厚木市保育士奨学金返済助成金交付申請書兼返済計画書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

　(1) 第３条第２号に該当することを証明する雇用証明書

(2) 保育士証の写し

(3) 貸与機関の発行する奨学金の貸与証明書その他奨学金の貸与を受けていることを証明すると市長が認めた資料

　(4) 貸与機関が発行する奨学金の返済証明書又は奨学金の返済を証明するものであると市長が認めた資料

２ 市長は、前項の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類等の確認により第３条各号に掲げる要件について審査し、助成金の支給の可否及び交付すべき助成金の額を決定し、厚木市保育士奨学金返済助成金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（変更交付申請等）

第７条 前条第２項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容を変更する場合は、厚木市保育士奨学金返済助成金交付変更申請書に当該変更に係る資料を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

２ 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、変更の決定をし、厚木市保育士奨学金返済助成金交付変更決定通知書により、交付決定者に通知するものとする。

（請求及び支払）

第８条 第６条及び前条の規定により交付すべき助成金の交付決定を受けた者は、厚木市保育士奨学金返済助成金交付請求書兼口座振替依頼書を添えて、市長に提出し、当該確定に係る助成金を請求するものとする。

２ 市長は、前項の規定による請求があったときは、助成金を交付するものとする。

（実績報告）

第９条 交付決定者は、当該年度の４月から３月までの期間について、厚木市保育士奨学金返済助成金実績報告書に、貸与機関が発行する奨学金の返済証明書又は奨学金の返済を証明するものであると市長が認めた資料を添えて、市長に提出しなければならない。

（助成金の交付を受ける者の責務）

第10条 助成金の交付を受ける者は、本市の保育の質の向上のため自己研に努めるとともに、市内に住所を有し、市内保育施設に継続して勤務するよう努めなければならない。

（届出の義務）

第11条　交付決定者は、採用日(２回目以降の申請にあっては、当該申請をする日の属する年度の４月１日)から起算して１年を経過する前に保育施設を退職したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

（決定の取消し等）

第12条　市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合

(2) 採用日(２回目以降の申請にあっては、当該申請をする日の属する年度の４月１日)から１年を経過する前に保育施設を退職した場合。ただし、健康上の理由その他相当な理由があると市長が認めた場合を除く。

(3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反した場合

附　則

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成29年10月18日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和元年５月22日から施行し、平成31年４月１日から適用する。

別表（第２条関係）

|  |
| --- |
| 名称等 |
| 日本学生支援機構奨学金 |
| 交通遺児育英会奨学金 |
| あしなが育英会奨学金 |
| 社会福祉協議会の生活福祉資金及び教育支援資金  （教育支援費・就学支度金） |
| 母子福祉寡婦福祉資金貸付金 |